

いのちとくらしをまもる  
防 災 減 災

令和7年12月5日  
水管理・国土保全局河川計画課

なとりがわ きくがわ たかつがわ  
**気候変動を考慮して名取川水系、菊川水系及び高津川水系の  
長期計画を変更しました**

～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、名取川、菊川及び高津川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

＜河川整備基本方針変更の主なポイント＞

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、流出抑制施設の整備、森林の整備・保全、田んぼダムの取組等を推進することを提示しています。

＜関係資料の掲載先について（国土交通省ウェブページ）＞

・「名取川、菊川及び高津川水系の河川整備基本方針」の本文

[https://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/gaiyou/seibi/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html)

・社会資本整備審議会での審議経過

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shoujinkai/kihonhoushin/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shoujinkai/kihonhoushin/index.html)

【問い合わせ先】

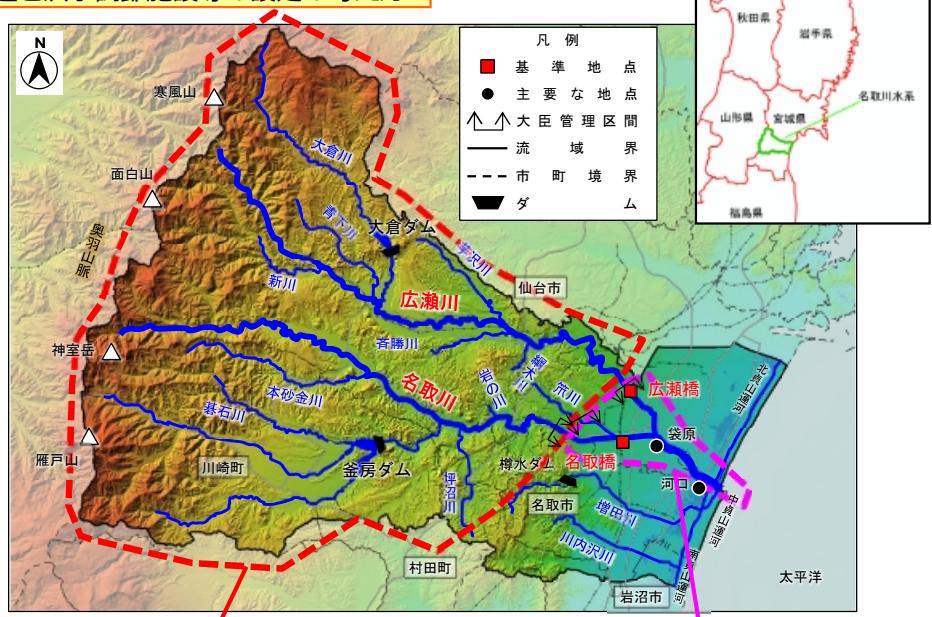
水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 後藤、主任 斎藤

代表 03-5253-8111(内線 35352、35374)、直通 03-5253-8445

なとりがわ  
気候変動を踏まえた「名取川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点名取橋において $4,700\text{m}^3/\text{s}$ から $5,500\text{m}^3/\text{s}$ に、基準地点広瀬橋において $4,000\text{m}^3/\text{s}$ から $4,100\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
  - 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用など貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、基準地点名取橋において河道配分流量を $4,500\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 、基準地点広瀬橋において河道配分流量を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $1,300\text{m}^3/\text{s}$ とした。
  - 森林の整備・保全、雨水ポンプ場の増強、流出抑制施設の整備等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

## 河道と洪水調節施設等の設定の考え方



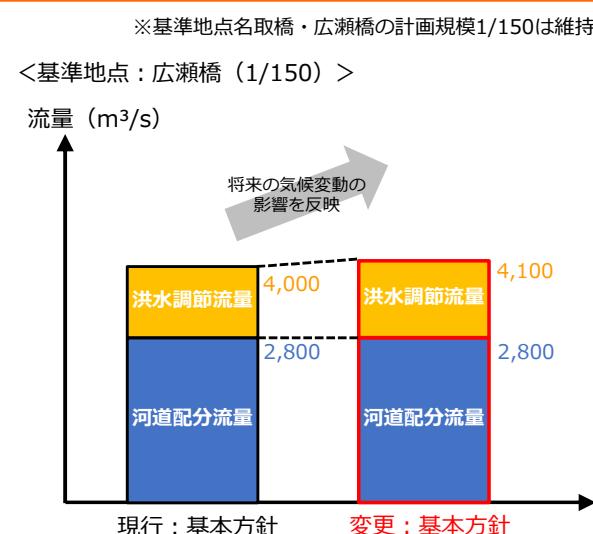
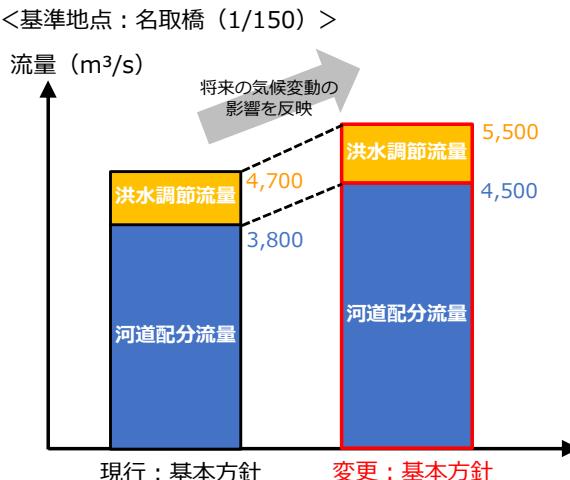
【中·上流域】

- 既存ダムの洪水調節機能の最大限の活用等の可能性を検討。
  - 本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。

【下流域】

- 地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。

## 河道と洪水調節施設等の配分流量



## 計画高水流量図

【赤字変更】



河道での対応

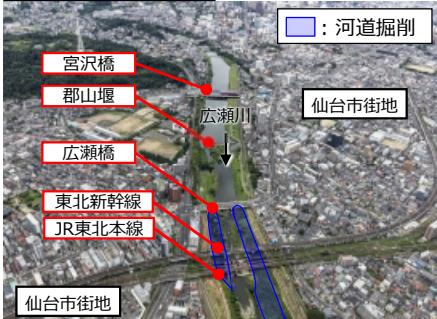
名取川下流部での河道掘削



- 名取川下流部では、引堤が困難な状況であり、水際環境や湿地環境の保全に考慮した河道掘削を行うことで、河道配分流量を4,500m<sup>3</sup>/sとする。

- 広瀬川下流部では引堤が困難な状況であり、橋梁架け替え等への社会的影響を踏まえて、河道配分流量を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ で維持する。

## 広瀬川下流部での河道掘削



- ## 洪水調節施設等での対応

- 名取川では、既存施設の有効活用により、洪水調節流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とする。
  - 広瀬川では、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $1,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。



## きくがわ 気候変動を踏まえた「菊川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点国安において $1,500\text{m}^3/\text{s}$ から $1,800\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
  - 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、流域全体を俯瞰した貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $100\text{m}^3/\text{s}$ とした。
  - 水田貯留枠設置、雨水貯留施設の整備、森林の整備・保全等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

## 河道と洪水調節施設等の設定の考え方



【上流域】

- ・社会的影響を踏まえて、本・支川を含めた、貯留・遊水機能の確保の可能性、引堤を含めた河道配分流量の増大の可能性を検討

【中流域】

- ・社会的影響を踏まえて、本・支川を含めた、貯留・遊水機能の確保の可能性、引堤を含めた河道配分流量の増大の可能性を検討

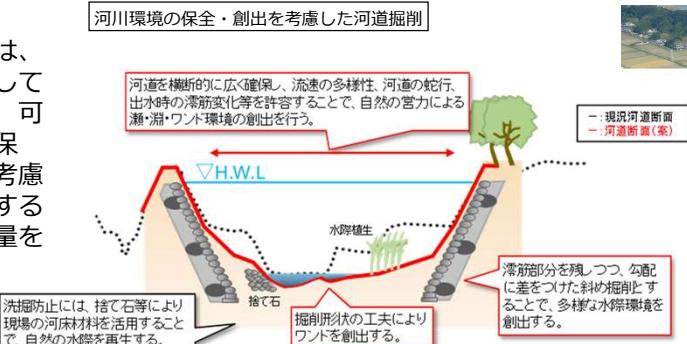
【下流域】

- ・環境・利用の実態を踏まえた河道配分流量の増大の可能性を検討

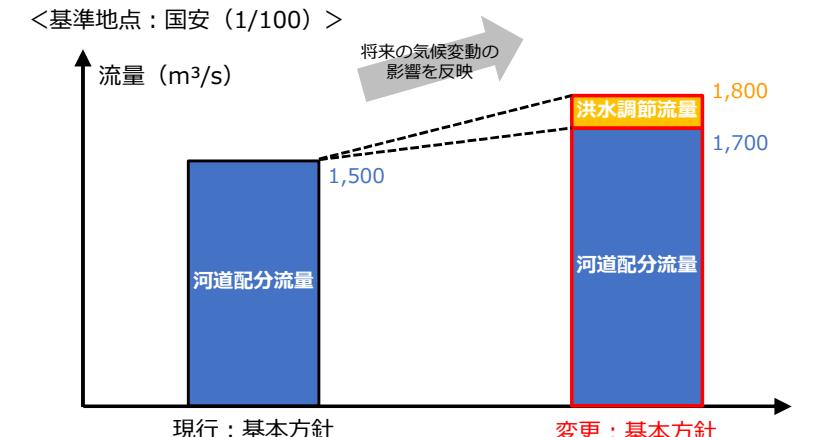


## 河道での対応

- 河床幅の狭い菊川では、単断面形状を基本として河床幅を確保しつつ、可能な限り河川環境を保全・創出することに考慮した河道掘削を実施することで、河道配分流量を $1,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。



## 河道と洪水調節施設等の配分流量

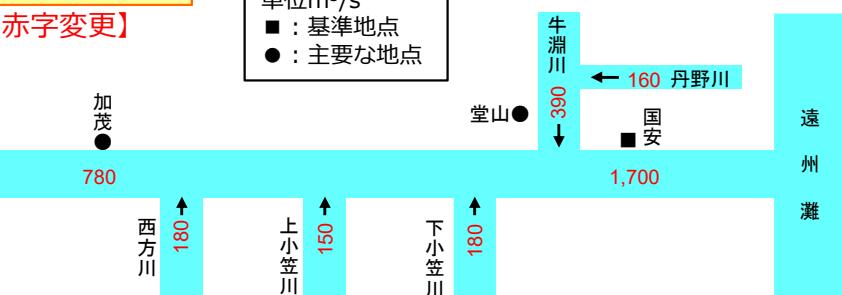


\*基準地点国安の計画規模1/100は維持

計画高水流量図

【赤字変更】

単位m<sup>3</sup>/s  
■：基準地点  
●：主要な地点



## 洪水調節施設等での対応

- 基準地点上流において  
新たな貯留・遊水機能  
の確保により、洪水調  
節容量を $100\text{m}^3/\text{s}$ とす  
る。



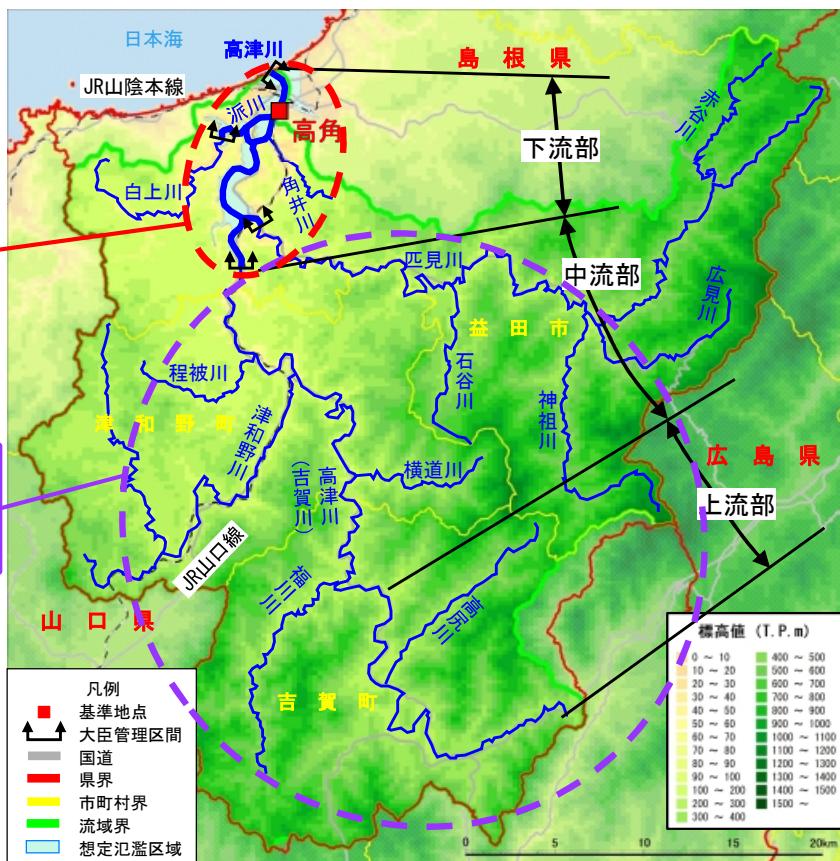
# たかつかわ 気候変動を踏まえた「高津川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点高角において $5,200\text{m}^3/\text{s}$ から $5,800\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $5,300\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $500\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 田んぼダムの取組や治山・森林整備等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

## 河道と洪水調節施設等の設定の考え方

### 【下流域】

- 地域社会への影響や河川環境・河川利用への影響等を踏まえて河道配分流量の増大の可能性を検討。
- 沿川の土地利用を踏まえた貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。



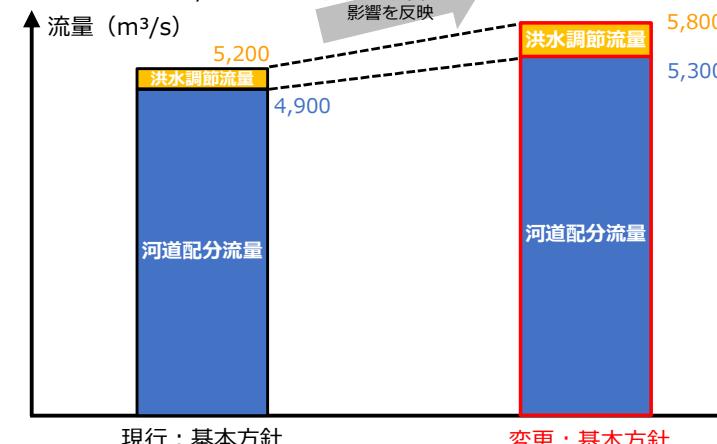
### 【中・上流域】

- 本・支川も含めて、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討。

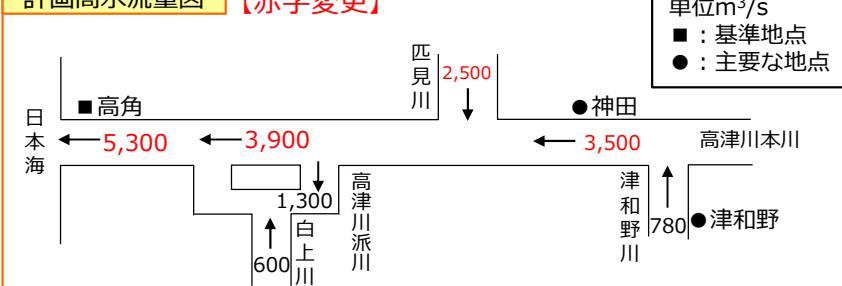


## 河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：高角 (1/100)>



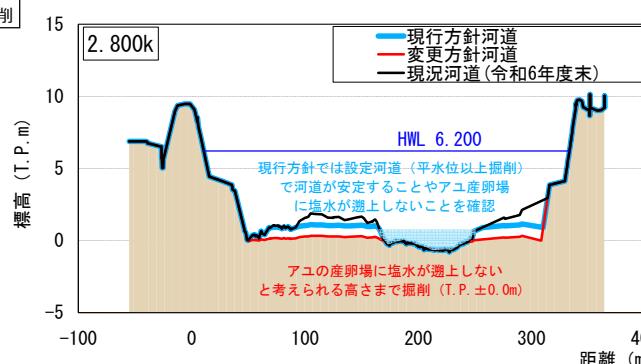
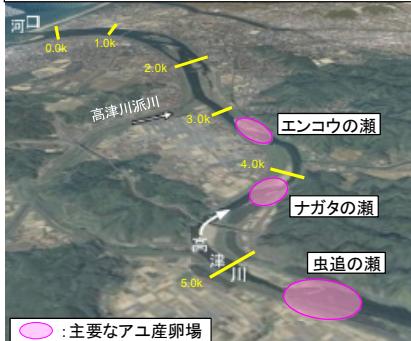
## 計画高水流量図 【赤字変更】



## 河道での対応

- アユの産卵場の保全や河道の安定性を考慮した上で河道掘削を行うことで、河道配分流量を $5,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。

## アユの産卵場の保全や河道の安定性を考慮した河道掘削



## 洪水調節施設等での対応

- 基準地点上流において新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $500\text{m}^3/\text{s}$ とする。

## 貯留・遊水機能の確保



# 気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

■ 気候変動を踏まえた基本方針の見直しを行った水系：33水系

□ 今後、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：8水系

全水系数：109



# 河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
  - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
  - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針  
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針  
の決定・公表

(一級河川の場合)  
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)  
都道府県河川審議会  
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容  
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画  
の案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる  
ために必要な措置

関係住民

河川整備計画  
の決定・公表

意見聴取

(一級河川の場合)  
関係都道府県知事

(二級河川の場合)  
関係市町村長

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)  
(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 國土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

河川工事、河川の維持